

大和市災害ボランティアセンター設置運営等要領

この要領は、本市において大規模な地震等の災害が発生し、大和市災害対策本部（以下、災害対策本部。）が設置された場合において、一般の災害ボランティアの受け入れ及び活動支援（受援体制）が必要と判断した時に設置する大和市災害ボランティアセンター（以下、災害ボランティアセンター。）の設置運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

併せて、本市以外において災害が発生した場合、必要に応じて実施する災害ボランティアセンターを活用した一般の災害ボランティアの派遣（支援体制）について定めるものとする。

1. 役割分担

役 割	分担する団体名等
設置決定	大和市（災害対策本部）
運営実施	大和市（市民活動課） 大和市社会福祉協議会（ボランティア振興課）
運営協力	大和市災害救護赤十字奉仕団
	大和市赤十字奉仕団
	大和市ボランティア連絡協議会
	大和市災害ボランティアセンター運営スタッフ
	大和市民活動センター

2. 設置

本市において震度5弱以上の地震が発生した場合（同程度の被害をもたらす災害発生時を含める。）、市民活動課職員（以下、市職員。）及び大和市社会福祉協議会（以下、市社協。）ボランティア振興課職員（以下、市社協職員。）は、大和市保健福祉センター内ボランティアセンター（以下、ボランティアセンター。）に参集し、市職員は災害対策本部の指示に基づき、災害ボランティアセンターを設置する。

3. 設置場所

災害ボランティアセンターのうち総務担当（市職員が主管）は、市社協内ボランティアセンターに設置する。活動支援担当（市社協職員が主管）は、総務担当と被害状況を確認の上、「令和元年11月29日付け協議書」に基づき、原則、大和市保健福祉センター内ホールに設置する。また、被害状況により、サテライトを設置する必要がある場合は、適時適切な場所に設置することとする。

4. 運営方法

災害ボランティアセンターの運営は、原則、(特非) 神奈川災害ボランティアネットワーク発行の「災害救援ボランティアコーディネーターハンドブック」に沿った運営を行うものとする。

5. 物品準備

- (1) 災害ボランティアセンター運営用物品（各種様式、事務用品等）は、市民活動課、市社協ボランティア振興課の各所で常備する。また、テント（2間×3間）は、市社協ボランティア振興課が管理する。
- (2) 一般の災害ボランティア活動用物資については、市社協が神奈川県災害救援ボランティア支援センター及び神奈川県社会福祉協議会から、市が、本市の協定先等へそれぞれ要請し調達する。更に災害ボランティアセンターで必要に応じて防災資機材として本市が備蓄している物資の提供について調達に努める。

6. 活動資金

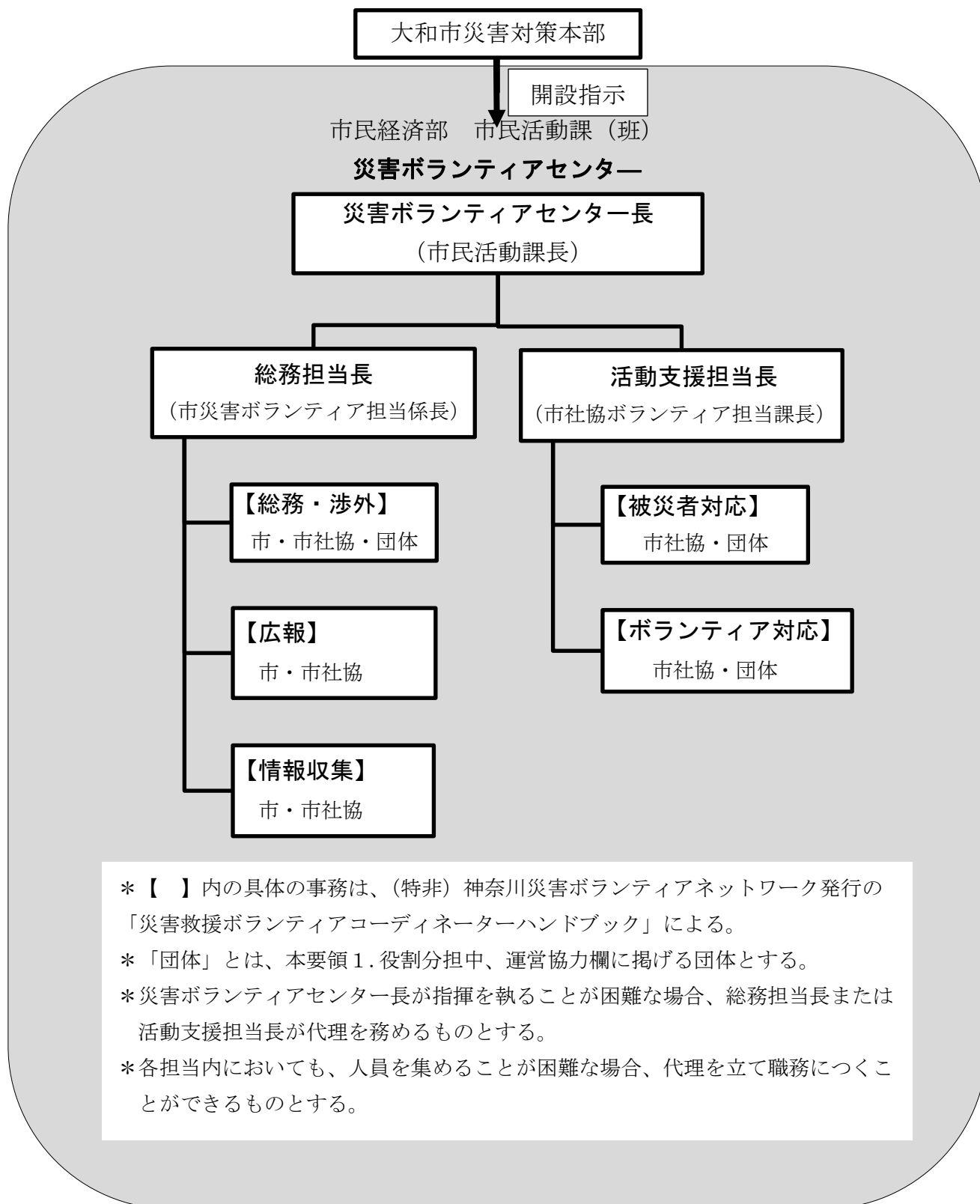
活動資金については、大和市及び社会福祉法人神奈川県共同募金会の資金とする。なお、必要に応じ、ボランティア活動助成制度を持つ団体に資金提供要請を行う。

7. 時系列対応フロー

時間経過	実施内容
初動活動時 初日から2日目	■ 震度5弱以上等の災害が発生した場合、市職員、市社協職員は、ボランティアセンターに参集。 ■ 被害情報を踏まえ、災害ボランティアセンター設置の要否を災害対策本部に報告し、指示を受ける。
以下、災害対策本部から設置の指示が出た場合。	
応急活動期 3日から1・2週目	■ 市内の運営協力団体、神奈川県災害救援ボランティア支援センター（関東ブロック都県指定都市社協間の「災害時の相互支援に関する協定」による支援を含む）に応援要請。なお、活動用物資の要請も同時に行なう。 ■ (特非) 神奈川災害ボランティアネットワーク発行の「災害救援ボランティアコーディネーターハンドブック」により運営を開始する。
復旧活動期 3週目以降	■ 市職員は、災害ボランティアセンターの運営状況に応じて、災害対策本部業務（市民経済部担当）と兼務する。
閉鎖	■ 市職員と市社協職員、運営協力団体メンバー等で状況を把握の上、災害対策本部の判断により閉鎖を決定する。 ■ 閉鎖後、引き続き支援が必要な活動については、市社協が引き継ぐ。

8. 受援体制図（本市被災時）

大和市地域防災計画における市民活動課の分掌事務は被災時における「ボランティア団体の受入に関する事」である。また、市社協の協力内容は「ボランティア団体が行うボランティア活動の支援」であり、事務の実施体制は以下のとおりとする。



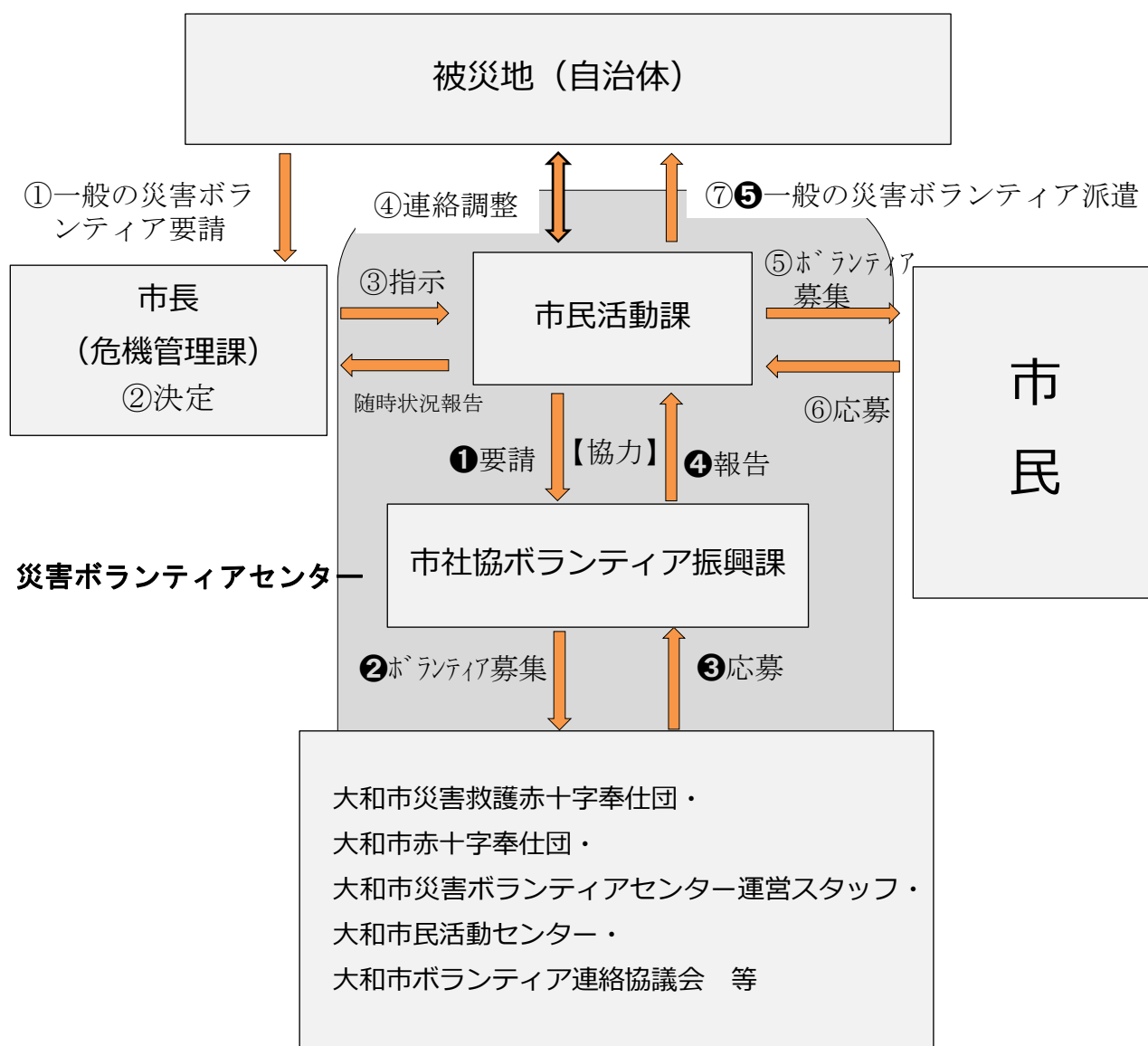
9. 支援体制図（他自治体被災時）

本市以外で発生した災害被災地（自治体）からの要請に応じ、市が主体となり、市社協と協力して一般の災害ボランティアを派遣するための事務の流れは、下図のとおりとする。なお、発災後の被災地の状況については、大和市および市社協の両方で情報を収集し、共有するものとする。

(1)大和市による一般の災害ボランティア派遣の事務の流れは、①～⑦とする。

(2)市社協の協力により災害ボランティアセンターの体制を活用し、①～④→①～⑤により災害関係のボランティア団体等から一般の災害ボランティアを募集、派遣する。

(3)派遣方法については、被災地のボランティア受け入れ状況により大和市と市社協で別途定める。



附則

この要領は、平成26年12月15日から施行する。

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月11日から施行する。